

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域

前橋地建（株） 群馬県前橋市小坂子町1688-2

令和5年4月14日～令和5年5月13日（1ヶ月）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

ダイケンテクノ（株） 群馬県前橋市駒形町51922

令和5年4月14日～令和5年5月13日（1ヶ月）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である前橋地建（株）及びダイケンテクノ（株）は、令和5年1月26日、関東支社発注の「上信越自動車道 甘楽スマートIC工事」において、ガードレール設置に伴う支柱打込み作業中、商業施設用電源ケーブルを損傷し、甘楽PAの商業施設を4時間営業停止させるという公衆損害事故を発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第5号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から1月以上6月以内

○問い合わせ先： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上